

騒音規制法及び振動規制法に基づく特定施設の見直し検討に係る検討会 設置要綱

1. 目的

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）は、「工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行なうとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的」とし、振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）は「工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的」としている。

両法において、コンプレッサー※¹のうち原動機の定格出力が一定以上のものについては、特定施設※²として規制対象となっている。

同機器については、低騒音化・低振動化の取組が進められる一方で、地方公共団体が受けている騒音規制法の特定施設に対する苦情のうちの約 3～4 割、振動規制法の特定施設に対する苦情のうちの約 1～2 割を占めている。

これらの状況を踏まえ、本検討会において、同機器の最近の低騒音化・低振動化に係る技術動向や、生活環境における影響実態等を整理しつつ、同機器の規制対象範囲の見直しの必要性について検討することを目的とする。

※1 圧縮した気体をタンクにため、当該圧縮気体を動力源として工作機械等で使用するための機器。日本語では圧縮機。

※2 騒音規制法においては、特定施設（工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設）として、空気圧縮機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）が定められている。

振動規制法においては、特定施設（工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい振動を発生する施設）として、圧縮機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）が定められている。

2. 検討内容

- (1) 騒音規制法に基づく空気圧縮機に係る規制対象の見直し検討について
- (2) 振動規制法に基づく圧縮機に係る規制対象の見直し検討について

3. 運営

- (1) 本検討会は、別紙に掲げる学識経験者等で構成する。

- (2) 本検討会には、座長を置き、座長は、検討会の議事の運営及び整理をする。
- (3) 座長に事故等があるときには座長が予め指名する委員がその職務を代行する。
- (4) 検討会は、環境省の請負業者が設置する。
- (5) その他、検討会の運営にあたり必要な事項は、座長が定める。

4. 開催期間・回数

令和3年7月28日～令和4年3月25日の期間中、3回程度開催する。

(別紙)

騒音規制法及び振動規制法に基づく特定施設の見直し検討に係る検討会
委員名簿

	氏 名	所 属
学 識 経 験 者	井上 保雄	(株) アイ・エヌ・シー・エンジニアリング 技監
	坂本 慎一	東京大学生産技術研究所 教授
	森下 達哉	東海大学工学部動力機械工学科 教授
	○矢野 隆	熊本大学 名誉教授
	横島 潤紀	神奈川県環境科学センター 副技監
自 治 体	千室 麻由子	川崎市環境局環境対策部環境保全課長
	久田 浩一	名古屋市環境局地域環境対策部大気環境対策課長

(五十音順)

○ : 座長

騒音規制法等条文抜粋

騒音規制法	騒音規制法施行令	騒音規制法施行規則
<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行なうとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。</p>		
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設であつて政令で定めるものをいう。</p> <p>2 この法律において「規制基準」とは、特定施設を設置する工場又は事業場（以下「特定工場等」という。）において発生する騒音の特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。</p>	<p>(特定施設)</p> <p>第一条 騒音規制法（以下「法」という。） 第二条第一項の政令で定める施設は、別表第一に掲げる施設とする。</p> <p>別表第一（第一条関係）</p> <p>二 空気圧縮機（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。）及び送風機（原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。）</p>	
<p>(規制基準の遵守義務)</p>		

<p>第五条 指定地域内に特定工場等を設置している者は、当該特定工場等に係る規制基準を遵守しなければならない。</p>		
<p>(特定施設の設置の届出) 第六条 指定地域内において工場又は事業場（特定施設が設置されていないものに限る。）に特定施設を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始の日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、次の事項を市町村長に届け出なければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 工場又は事業場の名称及び所在地 三 特定施設の種類ごとの数 四 騒音の防止の方法 五 その他環境省令で定める事項</p> <p>2 前項の規定による届出には、特定施設の配置図その他環境省令で定める書類を添付しなければならない。</p>		<p>(届出書の提出部数) 第三条 法第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第十条、第十一条第三項並びに第十四条第一項及び第二項の規定による届出は、届出書の正本にその写し一通を添えてしなければならない。</p> <p>(特定施設の設置の届出) 第四条 法第六条第一項の規定による届出は、様式第一による届出書によつてしなければならない。</p> <p>2 法第六条第一項第五号に規定する環境省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 工場又は事業場の事業内容 二 常時使用する従業員数 三 特定施設の型式及び公称能力 四 特定施設の種類ごとの通常の日における使用の開始及び終了の時刻</p> <p>3 法第六条第二項の規定により第一項の届出書に添付しなければならない書類は、特定工場等及びその附近の見取図とする。</p>
<p>(特定施設の数等の変更の届出) 第八条 第六条第一項又は前条第一項の規</p>		<p>(特定施設の数等の変更の届出) 第六条 法第八条第一項の規定による届出</p>

<p>定による届出をした者は、その届出に係る第六条第一項第三号又は第四号に掲げる事項の変更をしようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始の日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。ただし、同項第三号に掲げる事項の変更が環境省令で定める範囲内である場合又は同項第四号に掲げる事項の変更が当該特定工場等において発生する騒音の大きさの増加を伴わない場合は、この限りでない。</p> <p>2 第六条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。</p>		<p>は、法第六条第一項第三号に掲げる事項の変更の届出にあつては様式第三、法第六条第一項第四号に掲げる事項の変更の届出にあつては様式第四による届出書によつてしなければならない。</p> <p>2 法第六条第一項第三号に掲げる事項の変更に係る届出書には、当該変更に係る特定施設の種類ごとに第四条第二項第三号及び第四号に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>3 法第八条第一項ただし書に規定する環境省令で定める範囲は、法第六条第一項、第七条第一項又は第八条第一項の規定による届出に係る特定施設の種類ごとの数を減少する場合及びその数を当該特定施設の種類の種類に係る直近の届出により届け出た数の二倍以内の数に増加する場合とする。</p> <p>4 法第八条第二項において準用する法第六条第二項の規定により第一項の届出書に添附しなければならない書類は、第四条第三項に規定するものとする。</p>
<p>(計画変更勧告)</p> <p>第九条 市町村長は、第六条第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る特定工場等において発生する騒音が規制基準に適合し</p>		

<p>ないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から三十日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。</p>		
<p>(氏名の変更等の届出) 第十条 第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第六条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係る特定工場等に設置する特定施設のすべての使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。</p>		<p>(氏名の変更等の届出) 第八条 法第十条の規定による届出は、法第六条第一項第一号又は第二号に掲げる事項の変更の届出にあつては、様式第六、特定工場等に設置する特定施設のすべての使用の廃止の届出にあつては様式第七による届出書によつてしなければならない。</p>
<p>(承継) 第十一条 第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者からその届出に係る特定工場等に設置する特定施設のすべてを譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。 2 第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係る特定工場等に</p>		<p>(承継の届出) 第九条 法第十一条第三項の規定による届出は、様式第八による届出書によつてしなければならない。</p>

<p>設置する特定施設のすべてを承継させるものに限る。)があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定施設のすべてを承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。</p> <p>3 前二項の規定により第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。</p>		
<p>(改善勧告及び改善命令)</p> <p>第十二条 市町村長は、指定地域内に設置されている特定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。</p> <p>2 市町村長は、第九条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、同条又は同</p>		

<p>項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は特定施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。</p>		
<p>(報告及び検査) 第二十条 市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定施設を設置する者若しくは特定建設作業を伴う建設工事を施工する者に対し、特定施設の状況、特定建設作業の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、特定施設を設置する者の特定工場等若しくは特定建設作業を伴う建設工事を施工する者の建設工事の場所に立ち入り、特定施設その他の物件を検査させることができる。</p>	<p>(報告及び検査) 第三条 市町村長は、第二十条第一項の規定により、特定施設を設置する者に対し、特定施設の設置の状況及び使用の方法並びに騒音の防止の方法について報告を求め、又はその職員に、特定工場等に立ち入り、特定施設その他騒音を発生する施設及び騒音を防止するための施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。この場合において、法第二十一条第一項に規定する特定施設を設置する者に対しては、法第十二条第一項、同条第二項（法第九条に係る部分を除く。）又は法第二十一条第三項の規定による権限の行使に関し必要と認められる場合に行うものとする。</p>	
<p>第6章 罰則 第二十九条 第十二条第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。</p>		
<p>第三十条 第六条第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第十五条第二項の規定による命令に違</p>		

反した者は、五万円以下の罰金に処する。		
第三十一条 第七条第一項、第八条第一項若しくは第十四条第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第二十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。		
第三十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。		
第三十三条 第十条、第十一条第三項又は第十四条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。		

特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

公布日：昭和 43 年 11 月 27 日

厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示 1 号

[改正]

昭和 61 年 3 月 11 日 環境庁告示第 11 号
 平成 3 年 2 月 25 日 環境庁告示第 5 号
 平成 5 年 10 月 28 日 環境庁告示第 91 号
 平成 10 年 7 月 13 日 環境庁告示第 41 号
 平成 12 年 3 月 28 日 環境庁告示第 15 号
 平成 13 年 3 月 5 日 環境省告示第 9 号
 平成 18 年 9 月 29 日 環境省告示第 132 号
 平成 24 年 3 月 30 日 環境省告示第 55 号
 平成 27 年 4 月 20 日 環境省告示第 67 号.

騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第四条第一項及び第二項の規定に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準を次のように定め、昭和四十三年十二月一日から適用する。

特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

（基準）

第一条 騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号。以下「法」という。）第四条第一項に規定する時間の区分及び区域の区分ごとの基準は、次の表のとおりとする。ただし、同表に掲げる第二種区域、第三種区域又は第四種区域の区域内に所在する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する保育所、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する図書館、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね五十メートルの区域内における当該基準は、都道府県知事（市の区域内の区域については、市長。）が規制基準として同表の時間の区分及び区域の区分に応じて定める値以下当該値から五デシベルを減じた値以上とすることができる。

時間の区分/ 区域の区分	昼間	朝・夕	夜間
第一種区域	四十五デシベル以上 五十デシベル以下	四十デシベル以上 四十五デシベル以下	四十デシベル以上 四十五デシベル以下
第二種区域	五十デシベル以上 六十デシベル以下	四十五デシベル以上 五十デシベル以下	四十デシベル以上 五十デシベル以下
第三種区域	六十デシベル以上 六十五デシベル以下	五十五デシベル以上 六十五デシベル以下	五十デシベル以上 五十五デシベル以下
第四種区域	六十五デシベル以上 七十デシベル以下	六十デシベル以上 七十デシベル以下	五十五デシベル以上 六十五デシベル以下

備考.

1 昼間とは、午前七時又は八時から午後六時、七時又は八時までとし、朝とは、午前五時又は六時から午前七時又は八時までとし、夕とは、午後六時、七時又は八時から午後九時、十時又は十一時までとし、夜間とは、午後九時、十時又は十一時から翌日の午前五時又は六時までとする。

2 デシベルとは、計量法（平成四年法律第五十一号）別表第二に定める音圧レベルの計量単位をいう。

3 騒音の測定は、計量法第七十一条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いることとする。

4 騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格Z八七三一に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。

- (一) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- (二) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (三) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の九十パー

セントレンジの上端の数値とする。

(四) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の九十パーセントレンジの上端の数値とする。

2 前項に規定する第一種区域、第二種区域、第三種区域及び第四種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。

一 第一種区域、良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域

二 第二種区域 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

三 第三種区域 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域

四 第四種区域 主として工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

(範囲)

第二条 町村が、法第四条第二項の規定に基づき、同条第一項の規制基準にかえて適用すべき規制基準を定めることができる範囲は、前条第一項に定める時間の区分及び区域の区分ごとの基準の下限值以上とする。

前文〔抄〕〔昭和六十一年三月一日環境庁告示第一一号〕
昭和六十一年四月一日から施行する。

前文〔抄〕〔平成五年一〇月二八日環境庁告示第九一号〕
平成五年十一月一日から施行する

前文〔抄〕〔平成一二年三月二八日環境庁告示第一五号〕
平成十二年四月一日から適用する

前文〔抄〕〔平成一八年九月二九日環境省告示第一三二号〕
平成十八年十月一日から施行する

前文〔抄〕〔平成二四年三月三十日環境省告示第五五号〕
平成二四年四月一日から施行する

前文〔抄〕〔平成二七年四月二十日環境省告示第六七号〕
平成二七年四月二十日から施行する。

騒音に係る実測調査の方法について

1 対象施設

騒音規制法に基づく規制対象である空気圧縮機

2 調査方法等

(1) 事前の情報把握

実測調査を適切かつ効率的に実施するため、調査実施前に、対象施設について以下の項目等を把握する。

- ・施設の種類（圧縮方式）、製造元、型式、原動機の定格出力、仕様上の騒音レベル（カタログ値）
- ・所在地、業種、規模、用途地域、騒音規制法の規制区域区分
- ・施設の騒音防止対策、稼働時間、稼働期間等
- ・場内図面
- ・機器周辺の全景がわかる写真（機器と壁との位置関係がわかる写真等）

(2) 測定方法等

「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第 1 号）で示された測定方法に従うほか、以下により行うこと。

ア 測定条件・時間

空気圧縮機の稼働時（全負荷時）、停止時にそれぞれ 10 分以上測定を行う（この際、エにおいて測定対象機器の稼働に由来しない一過性の騒音を除外処理した後のデータが 5 分間以上確保できるようにすること）。

また、稼働時（全負荷時）の測定を行う際、空気圧縮機が停止した状態から稼働させ測定を行う場合に限り、空気圧縮機を稼働すると同時に稼働時（全負荷時）の測定を開始すること。しかし、稼働開始直後は稼働状況が不安定であることから、稼働状況が安定した後の測定時間が 10 分以上確保できるようにすること。

なお、ウの項目の算出に当たっては、当該安定時（10 分以上）の測定データのみを用い算出すること。（「図 1 測定時間イメージ図」を参照）。

また、可能であれば、測定対象の空気圧縮機に加えて周囲の全ての騒音源（機器）の稼働を停止した状態で停止時の測定を行い、そこから測定対象の空気圧縮機のみを稼働した状態で稼働時（全負荷時）の測定が実施できるとなおよい。

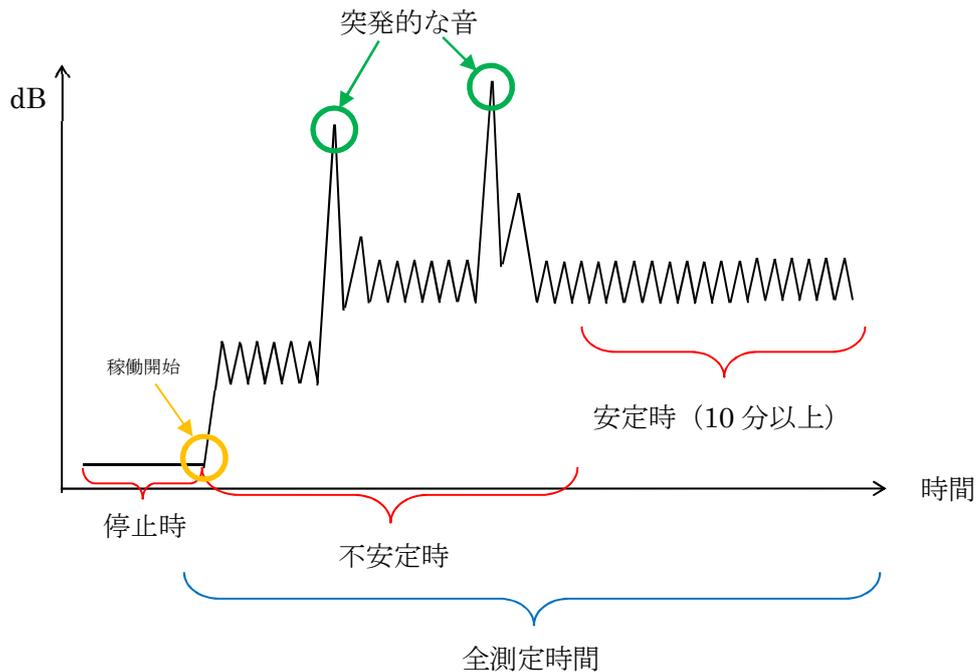
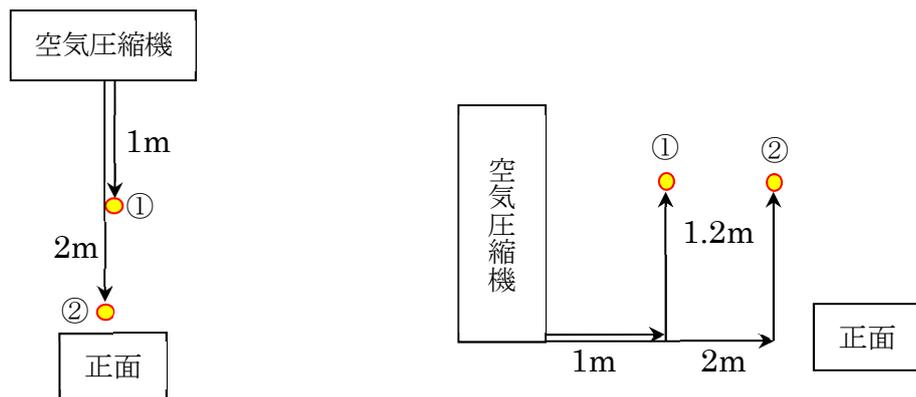


図1 測定時間イメージ図

イ 測定地点

測定地点は、空気圧縮機の正面の縁の中心から 1m 地点で、地上（床面）から 1.2m の高さにおいて同時測定を行う。

なお、測定地点を測定対象面の縁の中心以外からとった場合、測定位置等の詳細について様式の備考欄に記載すること。



真上から見た図

真横から見た図

● 騒音測定地点

※ 測定は同一線上

図2 空気圧縮機の騒音レベル測定点

ウ 測定・算出する項目

算出する騒音レベル（測定対象とする全施設における 1m 及び 2m 地点）

- 等価騒音レベル： L_{Aeq}
- 時間率騒音レベル： (L_{A5} 、 L_{A95})
- 最大騒音レベル： $L_{A,Fmax}$
- 最小騒音レベル： $L_{A,Fmin}$

エ 測定データの処理

ウの項目の算出に当たっては、測定対象機器の稼働に由来しない一過性の騒音（自動車等の大きな交通走行音や、他の機械の突発的な音、人の声等であり、測定対象施設である空気圧縮機の測定値に影響を及ぼすような別の要因である大きな騒音）を除外処理した上で、除外処理後の全データを使用すること。

これに当たり、騒音測定時、除外すべき騒音を感じた時は後に除外処理できるようその時間帯や原因等を記録しておくこと。

オ 結果の整理

調査結果は、「測定結果様式」に沿って整理することとし、測定・算出結果の数値は小数点第一位まで記載すること。

カ その他

調査方法の更なる詳細については、環境省と協議の上決定する。

騒音ラベリング制度とは

[環境庁HP>大気環境・自動車対策>騒音対策について>騒音ラベリング制度について

(<http://www.env.go.jp/air/noise/labeling.html>) 騒音ラベリング制度導入マニュアルより抜粋]

騒音ラベリング制度導入の目的

騒音ラベリング制度とは、機器から発生する騒音の情報をラベルなどの形で開示することを通して、騒音の問題を生じさせない製品やサービスの選択を誘導する仕組み・制度であり、業界団体が主体となってその基盤づくりと整備をはかる自主的な取組がなされることを想定している。

騒音ラベリング制度導入の意義

騒音問題は、騒音発生量の大きな機器の稼働で生じることに加え、誤った設置や使用方法、日常の管理の不備、故障等、様々な要因でも発生する。この様な場合の多くで、未然防止に必要な情報や問題発生時の対応策等について、製造事業者からユーザーまでの関係者間で情報伝達が十分になされておらず、当該機器が騒音を発生することが認識されていなかった、或いは騒音問題を未然に防止するような機器の選択方法を知らなかった等、基本的な情報の不足が問題を引き起こしたり深刻化したりしている。

騒音問題がひとたび発生すると、工場・事業場の近隣の住民に大きな苦痛を強いることになり、工場・事業場にとっては解決に向けて多くの費用的、時間的、人的負担を支払うこととなるばかりか、場合によっては行政から操業停止の命令を受けることもある。さらに、住民と事業者間の軋轢により、双方が精神的な苦痛を負う結果となることも少なくない。また、製造事業者や販売・設置事業者にとっても、住民或いはユーザーから具体的な対策の検討を要請されたり、問題の発生により悪評が立ち、売り上げが落ちる等のデメリットを受ける可能性は少なくない。

このような事態を防ぐため、騒音ラベリング制度の導入は、騒音に関する情報を関係者間で適切に共有し、情報の偏りを解消することにつながり、騒音問題の根本的な解決に非常に有効であると考えられる。

また、騒音ラベリング制度を活用し、騒音問題発生 of 未然防止に努め、関係者と協力しあうことは、このような状況を回避するとともに、社会的信頼を獲得し、事業者としての企業価値や商品の付加価値を高めるためにも重要である。

対象とする騒音発生機器

様々な騒音が社会的に問題になることがあるが、本制度では、騒音発生源としての機器に着目し、当該機器が騒音規制法で定める特定施設であるか否かを問わず、騒音問題を起こす可能性のある全ての機器が発する騒音を対象として想定している。

更に、特定施設からの除外検討施設（スクリー式圧縮機）については、現時点では、騒音規制法の規制対象から除外することは適当ではないが、低騒音化に向けた取組がなされていることから、規制以外の手法である「騒音ラベリング制度」や「設置ガイドライン」等の検討も併せて進め、効果的かつ効率的な施設の低騒音化に向けた在り方を幅広く検討する必要がある。

空気圧縮機の騒音ラベリングについて

2021年4月19日 一部改定

1. 測定対象機器

測定対象機器は回転形圧縮機とする。

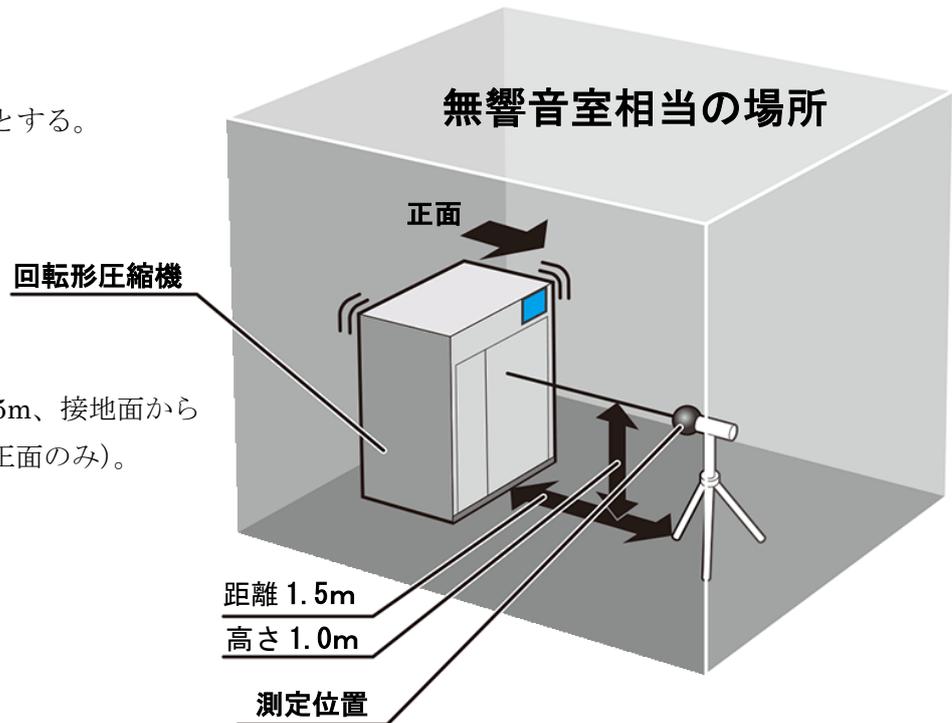
2. 測定条件

2.1 測定場所

無響音室相当での測定とする。

2.2 測定位置

圧縮機本体から距離 1.5m、接地面から高さ 1m で測定する（正面のみ）。



2.3 騒音レベル

5dB 単位でクラス分けをする。

40dB[A]クラス	40～44dB
45dB[A]クラス	45～49dB
50dB[A]クラス	50～54dB
55dB[A]クラス	55～59dB
60dB[A]クラス	60～64dB
65dB[A]クラス	65～69dB
70dB[A]クラス	70～74dB
75dB[A]クラス	75～79dB
80dB[A]クラス	80～84dB
85dB[A]クラス	85～89dB
90dB[A]クラス	90～94dB

3. 測定時の運転条件

測定時の出力条件は、定格出力連続運転時を基本とする。

4. 使用計測器

JIS C 1509-1（電気音響－サウンドレベルメータ（騒音計）－第1部：仕様）に準ずる。

5. 騒音ラベルデザイン

上部にデシベル表示、スピーカの図案化により、音量レベル表示である事を視覚的に伝達する。

また、貼付領域が限られる製品を考慮し、ラベルサイズを4cm×4cm程度の大きさとする。



6. 適用

一般社団法人日本産業機械工業会 汎用圧縮機委員会に加入している会社の販売する回転形圧縮機で、上記の条件を満たした機器に貼付することができる。

振動規制法等条文抜粋

振動規制法	振動規制法施行令	振動規制法施行規則
<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。</p>		
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい振動を発生する施設であつて政令で定めるものをいう。</p> <p>2 この法律において「規制基準」とは、特定施設を設置する工場又は事業場（以下「特定工場等」という。）において発生する振動の特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。</p>	<p>(特定施設)</p> <p>第一条 振動規制法（以下「法」という。） 第二条第一項の政令で定める施設は、別表第一に掲げる施設とする。</p> <p>別表第一（第一条、第三条関係） 二 圧縮機（一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。）</p>	
<p>(規制基準の遵守義務)</p> <p>第五条 指定地域内に特定工場等を設置している者は、当該特定工場等に係る規制基準を遵守しなければならない。</p>		

<p>(特定施設の設置の届出)</p> <p>第六条 指定地域内において工場又は事業場（特定施設が設置されていないものに限る。）に特定施設を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始の日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、次の事項を市町村長に届け出なければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 工場又は事業場の名称及び所在地</p> <p>三 特定施設の種類及び能力ごとの数</p> <p>四 振動の防止の方法</p> <p>五 特定施設の使用の方法</p> <p>六 その他環境省令で定める事項</p> <p>2 前項の規定による届出には、特定施設の配置図その他環境省令で定める書類を添付しなければならない。</p>		<p>(届出書の提出部数)</p> <p>第三条 法第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第十条、第十一条第三項並びに第十四条第一項及び第二項の規定による届出は、届出書の正本にその写し一通を添えてしなければならない。</p> <p>(特定施設の設置の届出)</p> <p>第四条 法第六条第一項の規定による届出は、様式第一による届出書によつてしなければならない。</p> <p>2 法第六条第一項第六号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 工場又は事業場の事業内容</p> <p>二 常時使用する従業員数</p> <p>三 特定施設の型式</p> <p>3 法第六条第二項（法第七条第二項及び第八条第三項において準用する場合を含む。）の環境省令で定める書類は、特定工場等及びその付近の見取図とする。</p>
<p>(特定施設の変更等の届出)</p> <p>第八条 第六条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第六条第一項第三号から第五号に掲げる事項の変更をしようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始の日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なけ</p>		<p>(特定施設の変更の届出)</p> <p>第六条 法第八条第一項の規定による届出は、法第六条第一項第三号又は第五号に掲げる事項の変更の届出にあつては様式第三、法第六条第一項第四号に掲げる事項の変更の届出にあつては様式第四による届出書によつてしなければならない。</p> <p>2 法第八条第一項ただし書の環境省令で</p>

<p>ればならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。</p> <p>2 第六条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、当該特定工場等に設置している特定施設以外の施設が特定施設となつたときは、当該特定施設以外の施設が特定施設となつた日から三十日以内に、環境省令で定めるところにより、第六条第一項各号に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。</p> <p>3 第六条第二項の規定は、前二項の規定による届出について準用する。</p>		<p>定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 法第六条第一項第三号に掲げる事項の変更にあつては、法第六条第一項、第七条第一項又は第八条第一項若しくは第二項の規定による届出に係る特定施設の種別及び能力ごとの数を増加しない場合</p> <p>二 法第六条第一項第四号に掲げる事項の変更にあつては、その変更が当該特定工場等において発生する振動の大きさの増加を伴わない場合</p> <p>三 法第六条第一項第五号に掲げる事項の変更にあつては、当該特定施設の使用開始時刻の繰上げ又は使用終了時刻の繰下げを伴わない場合</p>
<p>(計画変更勧告)</p> <p>第九条 市町村長は、第六条第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る特定工場等において発生する振動が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から三十日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更す</p>		

べきことを勧告することができる。		
<p>(氏名の変更等の届出)</p> <p>第十条 第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第六条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係る特定工場等に設置する特定施設のすべての使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。</p>		<p>(氏名の変更等の届出)</p> <p>第八条 法第十条の規定による届出は、法第六条第一項第一号又は第二号に掲げる事項の変更の届出にあつては様式第六、特定工場等に設置する特定施設のすべての使用の廃止の届出にあつては様式第七による届出書によつてしなければならない。</p>
<p>(承継)</p> <p>第十一条 第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者からその届出に係る特定工場等に設置する特定施設のすべてを譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。</p> <p>2 第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係る特定工場等に設置する特定施設のすべてを承継させるものに限る。）があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定施設のすべてを承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。</p> <p>3 前二項の規定により第六条第一項又は</p>		<p>(承継の届出)</p> <p>第九条 法第十一条第三項の規定による届出は、様式第八による届出書によつてしなければならない。</p>

<p>第七条第一項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。</p>		
<p>(改善勧告及び改善命令)</p> <p>第十二条 市町村長は、指定地域内に設置されている特定工場等において発生する振動が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。</p> <p>2 市町村長は、第九条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。</p>		
<p>(報告及び検査)</p> <p>第十七条 市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定施設を設置する者若しくは特定建設作業を伴う建設工事を施工す</p>	<p>(報告及び検査)</p> <p>第四条 市町村長は、第十七条第一項の規定により、特定施設を設置する者に対し、特定施設の設置の状況及び使用の方法並びに振動の防止の方法について報告を求</p>	

<p>る者に対し、特定施設の状況、特定建設作業の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、特定施設を設置する者の特定工場等若しくは特定建設作業を伴う建設工事を施工する者の建設工事の場所に立ち入り、特定施設その他の物件を検査させることができる。</p>	<p>め、又はその職員に、特定工場等に立ち入り、特定施設その他振動を発生する施設及び振動を防止するための施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。この場合において、法第十八条第一項に規定する特定施設を設置する者に対しては、法第十二条第一項、同条第二項（法第九条に係る部分を除く。）又は法第十八条第三項の規定による権限の行使に関し必要と認められる場合に行うものとする。</p>	
<p>第6章 罰則 第二十四条 第十二条第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>		
<p>第二十五条 第六条第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第十五条第二項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する</p>		
<p>第二十六条 第七条第一項、第八条第一項若しくは第二項若しくは第十四条第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、十万円以下の罰金に処する。</p>		

<p>第二十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。</p>		
<p>第二十八条 第十条、第十一条第三項又は第十四条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の過料に処する。</p>		

特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

公布日：昭和 51 年 11 月 10 日

環境庁告示 90 号

[改正]

昭和 61 年 3 月 11 日 環境庁告示 13 号

平成 3 年 2 月 25 日 環境庁告示 5 号

平成 5 年 10 月 28 日 環境庁告示 91 号

平成 10 年 7 月 13 日 環境庁告示 41 号

平成 12 年 3 月 28 日 環境庁告示 18 号

平成 13 年 3 月 5 日 環境省告示 9 号

平成 24 年 3 月 30 日 環境省告示 56 号

平成 27 年 4 月 20 日 環境省告示 65 号

第一条(基準)

振動規制法(以下「法」という。)第四条第一項に規定する時間の区分及び区域の区分ごとの基準は、次の表のとおりとする。ただし、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条に規定する保育所、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する図書館、老人福祉法(昭和三十三年法律第百三十三号)第五条の三に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね五十メートルの区域内における当該基準は、都道府県知事(市の区域内の区域については、市長。)が規制基準として同表の時間の区分及び区域の区分に応じて定める値以下当該値から五デシベルを減じた値以上とすることができる。

区域の区分\時間の区分	昼間	夜間
第一種区域	六十デシベル以上六十五デシベル以下	五十五デシベル以上六十デシベル以下
第二種区域	六十五デシベル以上七十	六十デシベル以上六十五デ

	デシベル以下	シベル以下
--	--------	-------

備考

1 第一種区域及び第二種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。ただし、必要があると認める場合は、それぞれの区域を更に二区分することができる。

一 第一種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

二 第二種区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

2 昼間とは、午前五時、六時、七時又は八時から午後七時、八時、九時又は十時までとし、夜間とは、午後七時、八時、九時又は十時から翌日の午前五時、六時、七時又は八時までとする。

3 デシベルとは、計量法(平成四年法律第五十一号)別表第二に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。

4 振動の測定は、計量法第七十一条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。

5 振動の測定方法は、次のとおりとする。

一 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。

イ 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所

ロ 傾斜及びおうとつがない水平面を確保できる場所

ハ 温度、電気、磁気等の外圍条件の影響を受けない場所

二 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。

測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動(当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。)の指示値の差が十デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の上欄に掲げる指示値の差ごとに同表の下欄に掲げる補正値を減ずるものとする。

指示値の差	補正值
三デシベル	三デシベル
四デシベル	二デシベル
五デシベル	
六デシベル	一デシベル
七デシベル	
八デシベル	
九デシベル	

6 振動レベルの決定は、次のとおりとする。

- 一 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- 二 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- 三 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、五秒間隔、百個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の八十パーセントレンジの上端の数値とする。

(平三環庁告五・平五環庁告九一・平一二環庁告一八・平一三環省告九・平二四環省告五六・平二七環省告六五・一部改正)

第二条(範囲)

町村が、法第四条第二項の規定に基づき、同条第一項の規制基準に代えて適用すべき規制基準を定めることができる範囲は、前条に定める時間の区分及び区域の区分ごとの基準の下限值以上とする。

(平二四環省告五六・一部改正)

附則

平成二十七年四月二十日から適用する。

振動に係る実測調査の方法について

1 対象施設

振動規制法に基づく規制対象である圧縮機のうち空気圧縮機

2 調査方法等

(1) 事前の情報把握

実測調査を適切かつ効率的に実施するため、調査実施前に、対象施設について以下の項目等を把握する。

- ・施設の種類（圧縮方式）、製造元、型式、原動機の定格出力、
- ・所在地、業種、規模、用途地域、振動規制法の規制区域区分
- ・施設の振動防止対策、稼働時間、稼働期間等
- ・場内図面
- ・機器周辺の全景がわかる写真（機器と壁との位置関係がわかる写真等）

(2) 測定方法等

「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」（昭和 51 年環境庁告示第 90 号）で示された測定方法に従う（ただし、同告示第一条 備考 5 の一のニの暗振動の影響の補正は不要とする。）ほか、以下により行うこと。

ア 測定条件・時間

空気圧縮機の稼働時（全負荷時）、停止時にそれぞれ 10 分以上測定を行う（この際、エにおいて測定対象機器の稼働に由来しない一過性の振動を除外処理した後のデータが 5 分間以上確保できるようにすること）。

また、稼働時（全負荷時）の測定を行う際、空気圧縮機が停止した状態から稼働させ測定を行う場合に限り、空気圧縮機を稼働すると同時に稼働時（全負荷時）の測定を開始すること。しかし、稼働開始直後は稼働状況が不安定であることから、稼働状況が安定した後の測定時間が 10 分以上確保できるようにすること。

なお、ウの項目の算出に当たっては、当該安定時（10 分以上）の測定データのみを用い算出すること。（「図 1 測定時間イメージ図」を参照）。

また、可能であれば、測定対象の空気圧縮機に加えて周囲の全ての振動源（機器）の稼働を停止した状態で停止時の測定を行い、そこから測定対象の空気圧縮機のみを稼働した状態で稼働時（全負荷時）の測定が実施できるとなおよい。

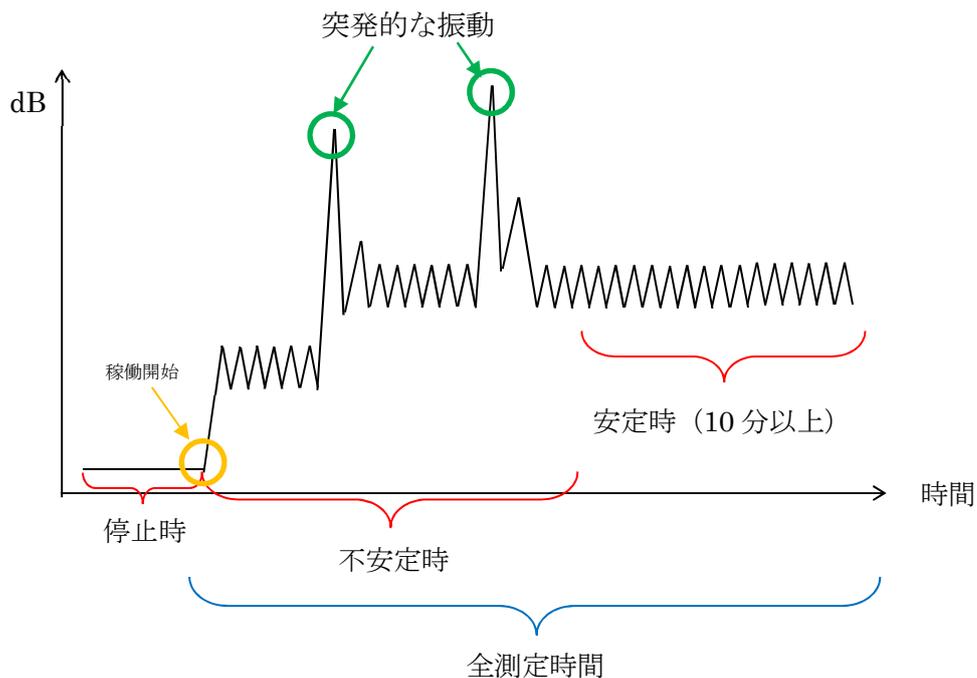


図1 測定時間イメージ図

イ 測定地点

空気圧縮機の4方向（正面、背面、両側面）のうち、5m地点における測定結果が最大になると見込まれる方向を、簡易な予備測定の実施等を通じて選択する。（なお、4方向のうち測定できる地点がない方向については、予備測定の対象から除外してよい。また、振動の鉛直成分（Z軸成分）と各水平成分（X・Y軸成分）とで測定結果が最大になると見込まれる方向が異なる場合には、それぞれの方向（最大2方向）において測定を行うこととする。）

予備測定の実施等を通じて選択した方向（通常は1方向を想定。最大2方向。）において、測定対象面の縁の中心から2.5m及び5m地点で同時測定を行う。

なお、これらの地点を測定対象面の縁の中心以外からとった場合、測定位置等の詳細について様式の備考欄に記載すること。

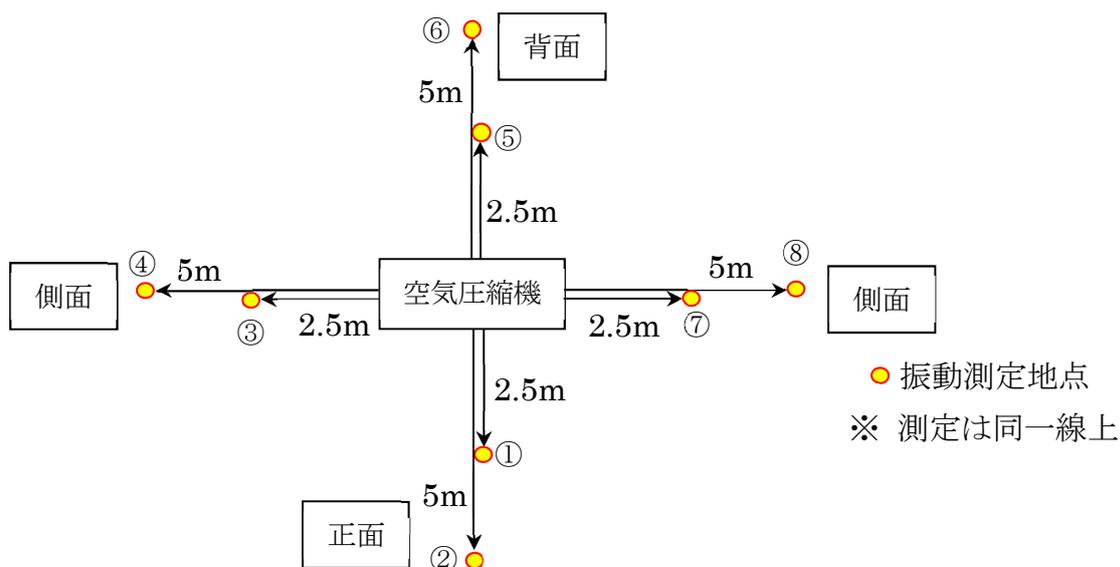


図2 圧縮機の振動レベル測定点

ウ 測定・算出する項目

直交3成分（鉛直成分（Z軸成分）及び水平成分（X軸成分（機器の回転軸等に対して平行な方向をX軸とする）及びY軸成分）について、以下を算出する。

A) 振動レベル（測定対象とする全施設における2.5m及び5m地点）

- ・時間平均振動レベル： (L_{Veq})
- ・振動レベルの時間率レベル： $(L_{V10}$ 、 $L_{V90})$
- ・振動レベルの最大値： $L_{V,max}$
- ・振動レベルの最小値： $L_{V,min}$

B) 1/3オクターブバンド実時間分析（うち5施設程度における5m地点）

1Hz～80Hzの周波数帯域において、1/3オクターブバンド毎に以下を算出する。

- ・時間平均振動レベル： (L_{Veq})

エ 測定データの処理

ウの項目の算出に当たっては、測定対象機器の稼働に由来しない一過性の振動（自動車等の大きな交通走行振動や、他の機械の突発的な振動等、測定対象施設である空気圧縮機の測定値に影響を及ぼすような別の要因による大きな振動）を除外処理した上で、除外処理後の全データを使用すること。

これに当たり、振動測定時、除外すべき振動を感じた時は後に除外処理できるようその時間帯や原因等を記録しておくこと。

オ 結果の整理

調査結果は、「測定結果様式」に沿って整理すること（ただし、1/3 オクターブバンド実時間分析の整理結果は任意の様式で整理すること）とし、測定・算出結果の数値は小数点第一位まで記載すること。

カ その他

調査方法の更なる詳細については、環境省と協議の上決定する。

騒音規制法施行令及び振動規制法施行令の 一部を改正する政令について

1. 改正の背景

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）及び振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）においては、規制対象となる要件を定めて規制基準値の遵守や設置届出等の規制を行っているところ、令和 2 年 12 月に長野県知事より内閣府規制改革・行政改革担当大臣に対し、「大型のコンプレッサーの性能は進化している一方で、騒音規制法及び振動規制法の基準は長い間改正されておらず、時代の変化に対応することが必要であることから、技術革新を踏まえた基準の見直しを行うこと」との要望がなされた。

これを踏まえ、環境省において有識者らにより構成される本検討会を設置し、コンプレッサーの最近の低騒音化・低振動化に係る技術動向や生活環境における影響実態等を整理しつつ、騒音規制法及び振動規制法における規制対象範囲の見直しについて検討を進めてきたところ。その結果、発生する騒音・振動の大きさが一定以下の機器については、「生活環境保全上問題ないものとして個別に指定等を行った上で規制対象外としていくことが妥当」との中間報告（令和 3 年 9 月 3 日）※が取りまとめられた。

これらの背景を踏まえ、騒音規制法施行令（昭和 43 年政令第 324 号。以下「騒音令」という。）及び振動規制法施行令（昭和 51 年政令第 280 号。以下「振動令」という。）の改正を行ったものである。

※ 騒音規制法における空気圧縮機に係る規制見直しの方向性について（中間報告）

<https://www.env.go.jp/press/109894/mat07.pdf>

※ 振動規制法における圧縮機に係る規制見直しの方向性について（中間報告）

<https://www.env.go.jp/press/109894/mat08.pdf>

【中間報告（令和 3 年 9 月 3 日）の趣旨】

低騒音化・低振動化の取組が進んでいる状況を踏まえ、生じる騒音・振動が一定以下の機器については、生活環境保全上問題ないものとしてそれぞれの法律において個別に指定等を行った上で規制対象外としていくことが妥当。

その線引きの検討に当たっては、

- 騒音規制法における空気圧縮機については、騒音に係る環境基準や騒音規制法に基づく規制基準も踏まえ、設置の仕方によらず苦情が発生するおそれが少ないと考えられるものを慎重に見極めていく必要がある。
- 振動規制法における圧縮機については、振動規制法に基づく規制基準も踏まえ、使用現場での振動レベルは、機器固有の加振力のみによるのではなく、堅固な基礎への固定等の追加対策により抑制されている例が多いことにも留意しつつ、苦情が発生するおそれが少ないと考えられるものを慎重に見極めていく必要がある。また、圧縮原理による加振力の違いにも着目し、圧縮方式単位で規制対象外とできる可能性も考えられることを視野に入れて検討を進める必要がある。
- 様々な圧縮方式の機器の実測調査によりデータを充実し、地域の現場で騒音・振動問題に対処している地方公共団体からの意見聴取も含めた情報収集が必要と考えられる。

2. 改正の概要

騒音規制法施行令及び振動規制法施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第346号）が令和3年12月24日に公布された（令和4年12月1日施行）。

騒音令別表第1及び振動令別表第1に定めるコンプレッサーの規制対象要件を以下のとおり改正するもの。

- ① 騒音令別表第1に定めるコンプレッサー（空気圧縮機）について、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを規制対象外とする。
- ② 振動令別表第1に定めるコンプレッサー（圧縮機）について、一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを規制対象外とする。

① 騒音規制法施行令 別表第1 第2の項

（改正前）

空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。）

↓

（改正後）

空気圧縮機（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。）及び送風機（原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。）

② 振動規制法施行令 別表第1 第2の項

（改正前）

圧縮機（原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。）

↓

（改正後）

圧縮機（一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。）